様式第2号（第3条関係）

鉄道施設使用許可書

　　　年　　月　　日をもって申請のあった八頭町の鉄道施設の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき、次により許可する。（なお、この許可に係る使用に関して、不服があるときは、その審査請求をすることができる旨並びに審査請求先及び審査請求期間を記入する。）

　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

　　使用者　　住　　所　　八頭郡若桜町若桜345番地2

　　　　　　　氏　　名　　若桜鉄道株式会社　代表取締役社長

記

（使用する鉄道施設の表示）

第1　使用を許可する鉄道施設（以下「鉄道施設」という。）は、八頭町鉄道施設条例（平成21年八頭町条例第1号）第1条に規定する鉄道施設をいう。

（使用期間）

第2　使用期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（使用料）

第3　使用料は、徴収しない。

（使用の目的）

第4　使用者は、鉄道施設を、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第3項に規定する第二種鉄道事業の用に供するため、使用するものとする。

（使用上の制限）

第5　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該鉄道施設の使用を拒み、その許可の取り消し、又はその使用を制限することができる。

　（1）他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

　（2）鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

　（3）条例又はこの規則に違反したとき。

第6　町長は、前各号に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。

（使用許可の取消し、又は変更）

第7　次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

　（1）鉄道施設を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

　（2）使用者が、許可条件に違反したとき。

（損害賠償）

第8　使用者は、その責に帰する事由により鉄道施設の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2　前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため八頭町に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（実地検査等）

第9　八頭町において必要があるときは、鉄道施設について、随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。